

平成21年度 第24回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年11月27日（金）午前10時00分～56分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 高橋敬一

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
- 議案第2号 平成20年（不）第1号事案の判定について
- 議案第3号 人事委員会告示の一部改正について
- 議案第4号 解雇予告の除外認定について
- 報告第1号 教職員の懲戒処分について
- 報告第2号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

5 会議の公開・非公開

議案第2号、議案第4号、報告第1号及び報告第2号を非公開とした。

6 議事

佐蔵委員は出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

(1) 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

【説 明】

平成21年11月議会に提出された警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

① 改正理由

- (1) 人事院規則の改正を踏まえ、皇族の側近警衛の作業について、天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛（以下「天皇等の側近警衛」という。）の作業に準ずるものの身辺警護手当の支給額の区分を見直す。
- (2) 夜間特殊業務手当の支給の要件を明らかにするため、所要の改正を行う。

② 概 要

- (1) 皇族の側近警衛の作業のうち、天皇等の側近警衛の作業に準ずるものとして人事委員会が定めるもの（人事委員会で国に準じて、文仁親王及び悠仁親王を定める予定）について、身辺警護手当の支給額を天皇等の側近警衛の作業に対するものと同額（1日につき1,150円（現行640円））に引き上げる。
- (2) 夜間特殊業務手当は、交替制又は駐在制の職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる業務に従事したときに支給するものとする。

③ 施行期日

公布日

④ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

本条例案のうち、身辺警護手当については、国に準じて改正するものである。本改正によって手当の単価が引き上げられることとなるが、その対象は皇位継承順位が2位及び3位に該当する皇族が想定されており、側近警衛に当たっては精神的、肉体的に特別の負担を伴う。従って当該改正は妥当と思われる。

夜間特殊業務手当の改正は、平成20年に実施された包括外部監査において、警察の「夜間特殊業務手当の適用要件の明文化が必要」との意見を受けての措置である。夜間特殊業務手当とは、①業務の性質上交替制勤務で行わなければならない業務であること、②昼夜の別なく、かつ、間断なく行われる業務であること、③当該勤務に従事する職員の深夜における勤務が、昼間の勤務と同程度若しくはそれ以上の密度の濃いものであること、④当該勤務の特殊性が、俸給月額、俸給の調整額又は他の給与措置で特別の考慮がなされていない場合に支給されるものである。

今回の条例改正の内容は、これまで単に「警察職員」としか定められていなかった対象職員を「交替制又は駐在制の職員」に限定するものである。交替制の職員の夜間勤務は、午前8時30分から翌日午前8時30分まで24時間拘束され、その中で8時間30分の休憩時間が与えられる勤務となっており、深夜の時間帯の勤務に加えて長時間拘束されることによる精神的、肉体的負担が大きい。また、駐在制の職員は週1回程度、午後10時から午前5時までの間の4～6時間の夜警らの勤務に就くことが定められている。こうした時間帯の勤務は、発生する事件や事故が重大なものになる場合が多く、勤務している職員数も少ないことから当該職員に係る負担は非常に大きく、当該手当の支給要件を満たしている。

なお、現行の定めで「警察職員」とされているものの、実際には交替制又は駐在制の職員のみを支給されており、当該改正はそれを明文化するものであって、手当の内容や実際の対象職員を改正するものではなく、妥当と考えられる。

よって本条例案については異議はない。

(2) 議案第2号

平成20年(不)第1号事案の判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

- (3) 議案第3号
人事委員会告示の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

内容は、前回の委員会で協議したとおりである。

① 告示の名称 選考により採用又は昇任させる職

② 概要

文化財主事の職を、常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するものに規定する。(現行 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの)

③ 施行期日 公布日

- (4) 議案第4号
解雇予告の除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察本部長から、労働基準法第20条第3項の規定により準用する同法第19条第2項に基づく解雇予告の除外認定の申請があった。使用者は、労働者を解雇しようとする場合には30日前までに予告をするか30日以上分の給料を支払わなければならないが、労働者の責に帰すべき事由に基づく場合にはこの限りではない。今回の申請は、解雇の事由が労働者の責に帰すべきものであるという認定を受けようとするもの。

- (5) 報告第1号
教職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

- (6) 報告第2号
職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成21年12月18日(月)午後4時00分から開催することとした。